

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

特集 使いやすくなった相続時精算課税制度。しかし、注意点も！

今回は相続対策で重要な制度の一つである「相続時精算課税制度」について見ていきましょう。相続時精算課税制度とは、贈与者（60歳以上）から受贈者（18歳以上の子や孫）へ2,500万円までは贈与税の負担なしで贈与することができ、相続発生時には、贈与財産と相続財産を合算し一括して相続税を納税するという制度です。贈与時に税の繰延をすることで、早い段階で財産を次世代に移すことができます。この制度が2024年からより使いやすくなりました。110万円の基礎控除が創設され、基礎控除内の贈与であれば申告は不要。さらに基礎控除内の贈与財産は、相続発生時でも相続財産に加算する必要がなくなったのです。

もう一つ類似の制度として「暦年課税制度」があります。こちらは、受贈者一人あたり年間110万円までは非課税で贈与できる制度です。しかし、暦年贈与は今年から課税が強化され、相続発生時には7年間（従来は3年間）さかのぼり、贈与財産を相続財産に加算することになりました（猶予期間あり）。

相続時精算課税と暦年課税の優劣は、贈与者の年齢や保有財産の額・内容などにより異なります。相続時精算課税を利用するには届け出が必要で、一度選択すると暦年課税には戻せないため、慎重な判断が必要です。特に不動産の評価を大きく減額してくれる小規模宅地等の特例は、相続時精算課税を選択すると利用できなくなります。

相続対策は専門家に相談し、慎重に検討するようにしてくださいね。



? マネークイズのコーナー

相続が発生した件数のうち、相続税が課税されるのは何%くらいでしょうか？

- 1 3.6%
- 2 5.6%
- 3 9.6%



（答えは裏面にあります！）

今月のお知らせ

新年度も一カ月過ぎた5月ごろによく聞く「五月病」。新しい環境への適応がうまくいかず心身に不調が出てしまうことから呼ばれていますが、春は一年のうちで最も寒暖差が激しく体調不良を起こしやすいことが理由の1つとも言われています。

適度に休息を取り、気分転換しながら過ごしていくと良いそうです。



コラム 地震による火災は、地震保険でしか補償されない！

いつ大きな地震がおきてもおかしくない日本。地震大国の日本において、地震保険は被災した人の生活を守るための大切な備えです。地震保険は単独では契約できず、火災保険と合わせて加入します。地震保険は、地震や噴火、津波を原因とする損害（火災・損壊・埋没・流失）に対して補償してくれます。地震が原因で発生した火災で家が損傷した場合は、火災保険では補償されないので注意しましょう。

地震保険は公共性が高いため、国と保険会社が共同で運営しています。そのため、保険会社による保険料の違いはありません。一方、地域や建物構造、築年数などによっては、保険料は異なります。免震・耐震性能による割引制度もあるので、契約時にはしっかりと確認するようにしましょう。保険金額は、建物 5,000 万円、家財 1,000 万円を上限とし、火災保険の 30%~50%の範囲内で任意に決めることができます。例えば、火災保険で建物に 3,000 万円の保険をかけた場合、地震保険でかけられる保険金額は、900 万円~1,500 万円となります。保険期間は最長で 5 年契約となり、保険料は 1 年毎よりも 5 年一括払いの方が総支払額は安くなります。

地震保険の保険料は決して安くはありませんが、万が一の備えとして、しっかりと加入しておきたいですね。



A マネークイズの答え

正しいのは 3

国税庁「相続税の申告事績の概要」によると 2022 年の相続税の課税割合は 9.6%。

約 10 人に 1 人が課税されていることとなります。しかも年々その割合は増加傾向にあります。



編集後記

新NISA、国内株に追い風！

最近、よく新NISAの話題を聞きますね。なんと今年1月から始まって、5割近くのお金が国内株式に流入しているようです。海外投資家主導で日経平均株価が初の4万円を突破した勢いを、個人投資家もうまく捉えた結果のようです。これから、まだまだこの新NISAブームは続きそうです。

発行

合同会社さくらコンフォートライフ 鈴木 博幸

新NISA・資産運用でご相談されたい方は、お気軽に！！

お問い合わせは LINE ID:suzukihiro827 まで！

